

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 4 年 12 月 5 日

鳥取県栽培漁業センター所長 宮 永 貴 幸

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県栽培漁業センター井戸海水取水ポンプ 2 号機点検・整備業務 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 24 日まで

### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 2 年鳥取県告示第 215 号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）及び令和 3 年鳥取県告示第 566 号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その工種区分が機械器具設置工事に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号）第 4 条の規定による資格停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

## 3 契約担当部局

鳥取県栽培漁業センター

## 4 入札手続等

### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-0602 鳥取県東伯郡湯梨浜町石脇 1166

鳥取県栽培漁業センター 総務担当

電話 0858-34-3321 電子メール saibaicenter@pref.tottori.lg.jp

### (2) 入札説明書等の交付方法

令和 4 年 12 月 5 日（月）から同月 14 日（水）までの間にインターネットの鳥取県栽培漁業センターホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/saibaicenter/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和 4 年 12 月 5 日（月）から同月 14 日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

#### イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便による入札の可否

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年12月21日(水)午後1時30分 即時開札

イ 場所

鳥取県栽培漁業センター会議室(同センター2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に「案件名称」及び「入札者」を記入の上、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和4年12月14日(水)午後3時まで郵送等(必着)又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書(請書)作成の要否

要

ただし、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徴する場合がある。

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。